

住宅用強制循環型太陽熱利用設備導入支援事業取扱要領

制定 令和4年5月26日 静岡県地球温暖化防止活動推進センター

第1 趣旨

静岡県地球温暖化防止活動推進センターとして指定された団体（以下「センター指定団体」という。）は、住宅用強制循環型太陽熱利用設備の設置者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、住宅用太陽熱利用設備導入支援事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付け産エ第1号。以下「県要綱」という。）、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの取扱要領の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この取扱要領において「住宅用強制循環型太陽熱利用設備導入支援事業（以下「本事業」という。）」とは、住宅用強制循環型太陽熱利用設備の設置者に対する補助事業をいう。
- (2) この取扱要領において「住宅用強制循環型太陽熱利用設備（以下「システム」という。）」とは、住宅の屋根等への設置に適した、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽等から構成され、給湯又は空調に利用するシステムであって、次に掲げる要件に適合したものをいう。
 - ア 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定をうけたものであること。
 - イ 令和4年4月1日以降に設置が完了したものであること。
 - ウ 設置前において、使用に供されたものでないこと。
- (3) この取扱要領において「設置者」とは、静岡県内に所在する住居にシステムを設置する者（国及び地方公共団体を除く。）で、当該システムの所有者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年4月4日法律第69号）第25条第1項に規定する管理者若しくは同法第47条第2項の管理組合法人をいう。
- (4) この取扱要領において「住居」とは、住宅の用途に供する建築物又は住宅の用途に供する予定の建築物をいう（店舗、事務所等との兼用は可とする。）。

第3 補助の対象及び補助率

- (1) 補助の対象
システムの設置に要する経費であって別表に掲げる費用。
- (2) 補助額
(1)に掲げる費用の10分の1以内の額とし、10万円を限度とする。

第4 交付の申請

- (1) 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、次に掲げる書類を各1部、静岡県地球温暖化防止活動推進センターとして指定された団体の長（以下「センター指定団体の長」という。）に提出することとする。
 - ア 住宅用強制循環型太陽熱利用設備導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
 - イ 印鑑登録証明書（3ヵ月以内のもの）
 - ウ 申請者本人の住民票（申請者が対象システムを設置した住所に居住していない場合は建物の登記簿謄本）（3ヶ月以内のもの）

- エ 機器に関する売買契約書の写し（ただし、オの工事に関する請負契約書に機器代金が含まれている場合は提出の必要はない。）
- オ 工事に関する請負契約書の写し
- カ 対象システムの設置費に係る領収書の写し
- キ 対象システムの設置状態を示す写真
- ク 申請者が所持する対象システムの機器の保証書の写し
- ケ 領収書内訳書（別紙1）
- コ 申請者の所有によらない建築物等に対象システムを設置した場合には、建築物所有者の承諾書（別紙2）
- サ その他必要と認める書類

(2) 受付期間、申請方法等に係る手続きの詳細は別に定める。

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円以下の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、センター指定団体の長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) センター指定団体の長の承認を受けて(2)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部をセンター指定団体に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) センター指定団体の長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助金申請者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができること。
- (6) センター指定団体の長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができること。
 - ア 補助金の交付の決定をする際に付した条件に違反したとき。
 - イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (7) (6)により補助金の交付を取り消した場合には、センター指定団体の長は、補助事業者に対し期限を定めて当該取消に係る部分の補助金を返還させることができる。
- (8) センター指定団体の長は、補助事業者に対し、資料の提供を求めることができる。

附 則

この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。

別表 補助対象経費の対象となる項目

集熱器及び蓄熱槽
付帯機器
据付工事に係る費用